

公 示 用

令和4年度施行

業務名 山口処理場築堤造成用再生土（ストックパイル等）運搬業務

仕 様 書

札幌市 環境局 環境事業部

仕 様 書

1 一般

- (1) 目的
この仕様書は再生土（ストックパイル等）の運搬業務に適用する。
再生土→ストックパイル・砕石40-0・40オーバー・砂など
- (2) 指示
受託者は、環境事業部担当職員の指示及び、契約書に基づいて履行しなければならない。
- (3) 環境事業部担当職員が、自記運転記録紙また積算記録の照合確認を要求した場合受託者は速やかに応じなければならない。

2 資格等

ダンプトラックは運送法で定める一般区域貨物自動車運送事業免許又は自動車運送取扱事業登録の要件を満たしたものでなければならない。

3 安全管理

- (1) 受託者は、受託にあたってダンプトラックを点検し運転手に十分な安全教育を実施しまた受託者の計画でダンプトラックの稼働状況を点検しなければならない。
- (2) 作業従事者にあたっては、道路交通法規等を遵守し事故の絶滅を期するものとする。

4 指定場所

- (1) 積込場所
札幌市中沼路盤材リサイクルプラント（札幌市東区中沼45番地）
- (2) 積み下ろし場所
第3山口処理場（Dブロック）（札幌市手稲区手稲山口364番地）

5 業務期間

契約締結日から令和4年8月30日

6 業務内容

運搬距離 L=24km 運搬数量 4,800m³
積込は札幌市中沼路盤材リサイクルプラントにて受託者（重機持ち込）が行う。
なお、運搬日程及び積載物は事前に打合せをし、委託者の指示によること。

7 本業務の履行において、委託者である札幌市公共工事環境配慮ガイドライン（土木工事）に準じ、環境負荷の低減に努めること。

8 山口処理場の搬入時間は9：00から16：00までとする。

9 この特記仕様書のほかに札幌市各種工事仕様書に準じる。

10 その他、不明の事項は、下記担当職員と協議すること。

担当職員 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所

吉 田 （電話 783-5314）

公 示 用

令和4年度施行

設 計 書

(見 積 参 考)

業務名 山口処理場築堤造成用再生土（ストックパイル等）運搬業務

札幌市 環境局 環境事業部

札幌市

業務名 山口処理場築堤造成用再生土（ストックパイル等）運搬業務

委託業務費 円

内訳 { 業務価格 円
消費税等相当額 円

業 務 説 明

1 業務の概要

運搬工 4,800 m³

2 施行場所

第3山口処理場（Dブロック）（札幌市手稲区手稲山口364番地）

3 業務の期間

契約締結日から令和4年8月30日

4 業務仕様書

札幌市各種工事仕様書及び別添特記仕様書に準じる。



札幌市中沼路盤材リサイクルプラント
札幌市 山口処理場、〒006-0860 北海道札幌市

目的地を追加

すぐに出発 オプションを表示

ルートをモバイルデバイスに送信

道央圏連絡道路/国道337号 経由 36分
最速ルート (通常より少なめの交通量) 24.0 km
詳細

札幌自動車道と新川通り/道道125号 経由 45分
通常より少なめの交通量 28.1 km

札幌自動車道 経由 45分
36.1 km

札幌市 山口処理場周辺のスポット



